

第二回 国会 治安及び地方制度委員会議録第三十九号

昭和二十三年六月十六日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 小暮藤三郎君 理事 千賀 康治君
理事 矢尾義三郎君 理事 坂口 主税君
理事 高岡 忠弘君 理事 大石ヨシエ君

大澤嘉平治君 大村 清一君

坂田 道太君 佐藤 通吉君
中島 守利君 松浦 荣君
笠原 貞造君 菊池 重作君
久保田 鶴松君 兼人君
矢後 嘉誠君 松澤 兼人君
川橋豊治郎君 高橋 稔一君

委員外の出席者

総理廳事務官 藤井 貞夫君
専門調査員 有松 昇君
六月十六日大石ヨシエ君が委員長の指名で理事に追加選任された。

理事長

坂東幸太郎君

主税君

忠弘君

嘉誠君

通吉君

稟一君

大村 清一君

千賀 康治君

大澤嘉平治君

坂田 道太君

佐藤 通吉君

中島 守利君

松浦 荣君

笠原 貞造君

菊池 重作君

久保田 鶴松君

兼人君

矢後 嘉誠君

川橋豊治郎君

高橋 稟一君

大澤嘉平治君

坂田 道太君

佐藤 通吉君

中島 守利君

松浦 荣君

笠原 貞造君

菊池 重作君

久保田 鶴松君

浜松事件に伴う治安維持に関する陳情書(浜松市公安委員会外一名)(第六一九号)

都市計画税制存続の陳情書(岩国市長津田彌吉)(第六三三号)

警察費の財源確保に関する陳情書(東京都特別区公安委員会)(第六四一号)

地方財政及び税制度の確立に関する陳情書(島根県知事原大次郎)(第六一一号)

國家地方警察の拡充強化に関する陳情書(岡山県議長友保知)(第六九八号)

地方自治法の一部改正に関する陳情書(九州地方縣協議會長杉本勝次)(第七〇二号)

國家地方警察の拡充強化に関する陳情書(京都府会警監委員長森川新太郎外七名)(第七〇六号)

地方財政及び税制度の確立に関する陳情書(中國市長会中國市議會議長小切間重三郎)(第五八四号)

府縣會議長に調查權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

府縣會議長に調查權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

府縣會議長に調查權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

府縣會議長に調查權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

府縣會議長に調查權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

府縣會議長に調查權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

府縣會議長に調査權限付與の陳情書(近畿二府六縣議會議長代表三重縣議會議長小切間重三郎)(第五八七号)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。

○小暮委員 この場合に動議を提出いたします。当委員会は事情を考察いたしまして、理事一名を増員してはいかがかと思います。その人選は委員長に御一任したいと存じます。どうぞお詫びを願います。

○坂東委員長 ただいまの小暮君の動議は、理事一名増員であります。國会法には別に理事の数は限定してはおりません。従つてただいまの小暮君の動議の、理事一名増員に対して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは理事一名を増員することに決定いたしました。大石ヨシエ君を理事に指名いたしました。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは理事一名を増員することに決定いたしました。大石ヨシエ君を理事に指名いたしました。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 これは再議に付しまして、今申しまして、たところの公安に関する件を除く、從つて修正は税金に関する件だけを請求権をなくするということにしたらといふわけでございます。そういうことに打合せはなつたのであります。それで、それに関する皆さんの御意見をお伺いするわけであります。なお、内容項を聽いたのでござります。それは、この間議決しました地方自治法の改正案に關しますが、質問がござりますれば、詳しく述べ上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千賀委員 ただいまの御発表に対し、私は、そのうち第十二條と第七十四條、例の問題になりました條例改廃に関する請求権であります。この請求権の制度に關する点であります。それは御承知の通り税金に関する件と、

これが御承知の通り税金に関する件と、この修正は、元來民衆のすでに獲得した権利を大幅に縮小する案でござりまするから、大体案そのものに対しまして、非常に私どもは大きな疑いをもつておつたのでございます。しかしながら、直接その衝に當つておる責任者たる公聴会にひとしいような懇談会に於ける意見を聽きましては、また考えられ筋合いもございますので、お詫びを附してこの問題は賛成をした次第でござりますが、ただいま委員長から発表になりました点は、それだけでも人民に與えられた権利がここに保有されるわけでござりまするが、私は全幅的にただいまの案は賛成をしたいと思います。重ねて申しますが、これは私の個人としての意見であります。

○坂東委員長 今千賀君の御意見に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは全会一致御異議ないものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは全会一致御異議ないものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは、早急でありますから、民主自由党を代表した意見ということは、ここに申すことができませんが、ただ私個人としての意見を申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではあとは懇談いたすことにして、これをもつて散会いたします。

午後一時五十八分散会

〔参考〕
地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に附録に掲載

〔都合により附録に掲載〕

昭和二十三年八月七日印刷

昭和二十三年八月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局